

厚生労働大臣
根本 匠 殿

令和2年度厚生労働省関係予算要望事項

特定非営利活動法人全国LD親の会
理事長 井上 育世

【厚生関係】

＜重点要望事項＞

1. 発達障害者支援センターの専門相談員および職員を増員すること

発達障害者支援センターは、発達障害者が一番身近な支援機関として活用する機関であり、相談者が急増しているにもかかわらず、専門相談員や職員の増員が不十分な状態にある。地域支援機能が強化されれば、支援や相談を待つ時間も減り、必要な配慮等が迅速に受けられるようになる。

2. 発達障害の診断と対応ができる医療機関を拡充すること

平成29年1月、総務省勧告のとおり、発達障害者の医療機関受診までの待機期間が長いことが指摘されており、医療機関の拡充が喫緊の課題となっている。しかし、医療機関の増設には時間が掛かるため、受診までの待機期間を短くするシステムや、確定診断前に支援に結び付けるようなシステムの構築が重要である。

＜その他の要望事項＞

1. 身近な地域での発達障害児者およびその家族に対する支援を推進すること

- ・二次障害を予防するため、早期発見と早期発達支援を一体化して行うこと
- ・適切な早期発達支援のための療育機関を増設すること
- ・療育に適切な視覚発達支援を行える体制を構築すること
- ・保育所等訪問支援事業（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の派遣）を拡充すること
- ・児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の支援の質の向上と支援内容の適正化を図ること
- ・関係機関によるネットワークを構築し、巡回支援専門員整備事業を拡充すること
- ・NPO等が行うペアレント・トレーニング、ペアレント・メンター、SST事業を拡充すること
- ・アセスメントツールの導入およびアセスメント後の支援体制を構築すること
- ・個々のニーズに応じた支援を行うため、個別支援ファイルの活用・普及を図ること
- ・成人期以降の発達障害者（特に在宅者）とその家族への支援（地域生活支援）を拡充すること
- ・障害支援区分の認定については、発達障害児者の特性と個々のニーズに応じて行うこと
（本人のニーズに沿った環境整備を進める観点での認定）

2. 発達障害者支援センター事業を拡充すること（地域支援機能の強化）

- ・人口過密地域において発達障害者支援センターを増設すること
- ・発達障害者地域支援マネージャーの配置を拡充すること
- ・就労にむけた相談事業や就労前段階の本人支援事業を充実させること
- ・障害者就業・生活支援センター・地域の就労移行支援事業所との連携強化を図った地域支援ネットワークを構築すること

3. 乳幼児から成人までの発達障害に対応できる医療機関を拡充すること

- ・発達障害の専門医師の養成・研修（LDを主訴とする場合の診断研修の充実など）を行うこと
- ・幼児期・学齢期における精神投薬の適正使用についての指導を促進すること
- ・一般診療機関（小児科、眼科、耳鼻咽喉科等）の医師や歯科医に対する研修を充実させること
- ・虐待を受けた発達障害児に対する専門的療育体制を整備すること

4. 発達障害者に対する情報支援体制の整備を拡充すること

- ・市町村役所等の窓口において、発達障害者に確実に情報が提供される環境を整備すること(意思疎通支援・合理的配慮の提供等)

5. 発達障害の特性に応じた災害時の支援対策の整備・周知

- ・発達障害の特性にあわせた対応方法、留意点等をまとめたマニュアルの整備・周知を図ること
- ・発達障害者対象の福祉避難所の設置、緊急避難体制の確立、障害者対象の避難訓練の実施を図ること
- ・発達障害者に対する緊急連絡の伝達の体制を整備すること

6. 発達障害に対する理解、啓発を促進すること

- ・相談員・支援者の人材を育成し、専門性を確保すること
- ・発達障害情報・支援センター事業(情報提供・支援手法の普及)を拡充すること
- ・市町村の行政窓口担当者への研修を実施すること
- ・医療関係者・保健師等に対する研修を充実させること
- ・国民全般の障害に対する理解を促進すること(差別・社会的偏見をなくす)

<中長期的な要望事項>

1. 発達障害をふくめ、障害者の所得保障制度を拡充すること

- ・障害者が自立した生活を送れるように、障害者手帳取得や年金受給の体制を充実させること

2. 長期的な展望に立った発達障害支援の専門的人材の育成と、専門職の位置づけを明確化すること

- ・発達障害者支援における実地研修システム(研修施設の増設)を充実させること
- ・各種の専門職の多層構造化等による体系化を図ること
- ・相談支援事業所の機能強化(重層的・効果的な相談体系の構築、人材育成)を図ること
- ・専門性や経験に応じた処遇体系の改善を図ること

【労働関係】

<重点要望事項>

1. 継続して働き続けるための支援を充実すること

- ・ジョブコーチ、障害者就業・生活支援センターによる職場定着支援及びリワーク支援を強化すること
- ・就労移行支援事業所による職場定着支援を強化すること
- ・地域生活支援の強化、グループホーム等の拡充を図ること

平成30年4月から精神障害者の雇用義務化に伴い、雇用率が2.2%に引き上げられ、職場定着が課題となっている。精神障害者保健福祉手帳を取得して働く発達障害者は多いが、精神障害者への支援とは異なり、一人一人の障害特性に応じた支援が必要であり、長く働き続けられる環境づくりが求められる。

<その他の要望事項>

1. 発達障害者に対する相談体制の整備と多様かつ効果的な職業訓練、職場実習制度を充実すること

- ・ハローワークにおける合理的配慮(よりきめ細かな就労支援・職場定着支援)の実施を進めること
- ・ハローワーク等において、発達障害者に確実に情報が提供される環境の整備・合理的配慮の提供を進めること
- ・若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの質的拡充を図ること
- ・高等学校・大学等と就労移行支援機関の連携を強化すること
- ・多様なニーズに対応した委託訓練(対象者数の増員、期間延長、科目など)を拡充すること
- ・発達障害者の職域拡大のための訓練カリキュラムを開発・実施を進めること
- ・企業側への実習等の受け入れを促進させる制度を構築すること

2. 地域における障害者の職業能力開発および職業訓練を強化すること

- ・障害者職業能力開発校や一般の職業能力開発校における職業訓練を拡充すること

3. 発達障害者の雇用を促進すること

- ・地域障害者職業センターにおける職場適応援助者(ジョブコーチ)の増員と研修の強化を図ること
発達障害の特性から、職業マッチング、職場環境の整備、就業継続の課題を解決するためにジョブコーチの支援が有効である。支援の継続・拡充を含め、制度設計の再検討が必要である。
- ・発達障害者雇用開発助成金の拡充(条件等の緩和、助成金の増額など)を図ること
- ・障害者試行雇用(トライアル雇用)事業を拡充・促進すること

4. 公的機関における発達障害者の雇用を促進すること

- ・公的機関における発達障害者の雇用についての数値目標を設定すること
- ・公的機関における発達障害のある人のチャレンジ雇用を推進すること

5. 雇用・就業関係機関職員や事業所に対する発達障害関係の研修を充実すること

- ・発達障害者就労支援者育成事業を拡充して、専門性を確保すること
- ・発達障害者支援における実地研修を拡充させること
- ・ハローワークの職員に対する研修を充実させること
- ・障害者就労支援機関・若年者就業支援機関の職員に対する研修を充実させること
- ・事業所に対する発達障害者の雇用管理のノウハウの普及啓発を図ること
- ・発達障害の特性を踏まえた効果的な支援技法や、職場における合理的配慮の提供についての理解啓発を進めること

6. 障害者就業・生活支援センター事業を拡充すること

- ・障害者就業・生活支援センターの増設、職員の増員(生活支援ワーカーの増員)を図ること
- ・職員の発達障害に対する研修を充実させること
- ・職員の長期的展望に基づく育成、処遇改善を図ること

<中長期的な課題に関する要望>

1. 労働・雇用分野での障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供を確保するため、発達障害の特性を考慮に入れ必要な措置を推進すること
2. 発達障害をふくめ、障害者の賃金水準を向上させること
3. 手帳の有無ではなく、実際の職業的困難度を基準とした障害判定の仕組みを導入すること
・発達障害は、社会性やコミュニケーション面など障害の判定が難しいという障害特性を持っている。そのような特性のある発達障害のある人を支援の対象としていくためには、地域障害者職業センター等の公的機関において、職業的困難度を基準とした「障害」を判定する仕組みを開発することが必要である。

*障害保健福祉施策については、日本が2016年6月末日に国連に提出した障害者権利条約履行状況報告(Initial reports)にも、「9. …(略)…障害者の地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等を利用することのできる仕組みを構築している。」と記載されており、速やかな予算措置が必要である。